

毎月1・11・21日発行

11/11

令和3年(2021)
No.2226

広報

Shinagawa

しながわ



発行／品川区 編集／広報広聴課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(広報広聴課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

人権週間特集号

人権尊重都市宣言のまち／品川区

実現しよう 平和で心ゆたかな

人間尊重社会

12月4日～10日は
人権週間

世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、人権と自由を尊重し確保するために、すべての人とすべての国が達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

日本では「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めて、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

区の取り組み

区では、平成5(1993)年4月に『人権尊重都市品川』を宣言し、今年は28周年です。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。

今年も小・中学生の心温まる人権標語やポスターなどを展示した「しながわ人権のひろば2021」や「人権週間講演会」を開催します。

この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることが人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は『人権尊重都市品川』を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

1993(平成5)年4月28日 品川区

人権週間講演会

会場・オンライン同時開催

※内容が大幅に変更となる場合があります。

12月1日(水) 午後1時開演
(午後0時30分開場)

※座席は全席指定となりますので、開場時間を目安にお越しください。



講演 「違いを楽しみ、力にかえる」
講師／にしやんた(羽衣国際大学教授)

手話通訳・字幕付き

大学教授のかたわら、報道番組やバラエティー番組などで活躍中のにしやんたさん。「違いを楽しみ、力にかえる」をテーマに、「多様性」についてお話しいただきます。

申込方法 会場参加＝11月12日(金)(必着)までに、往復はがき(1人1枚)で郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を品川鮫洲郵便局留 品川区シルバー人材センター(☎140-0011東大井1-4-14)へ※手話通訳および字幕の投影を行います。ご希望の方は「手話・字幕希望」とご記入ください。 ※車いすの方は「車いす利用」と記入し、介助が必要な方は「介助者あり」とし、介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号をご記入ください。 ※結果発送は11月末を予定しています。

オンライン参加＝区ホームページ(トップページ>区政情報>人権・平和・男女共同参画>人権啓発)よりお申し込みください。開催2日前までに、お申し込みいただいたメールアドレス宛にオンライン参加のURLとパスワードをお送りします。詳細は区ホームページをご覧ください。

会場参加の方へのお願い

※入場前に検温を実施します。発熱の症状がみられた場合、入場をお断りすることがあります。
※ご来場の際はマスクの着用と手指消毒をお願いします。やむを得ない事情でマスクの着用が困難な方やアレルギーをお持ちの方は申し出てください。また、当日咳やのどの痛み、発熱などの症状がある方、同居人や身近な友人に症状がみられる方がいた時は、来訪をお控えください。

往信(表)

63円 往信	140-0011 品川鮫洲郵便局留 品川区東大井1-4-14 品川区シルバー人材センター宛
-----------	--

返信(裏)

こちらには
記入しないでください

返信(表)

63円 返信	000-0000 申込者の住所 (返信先) 申込者氏名様
-----------	---------------------------------------

返信(裏)

講演会申し込み

●郵便番号
●住所
●氏名(ふりがな)
●電話番号

※手話通訳希望の方、車いすの方はその旨を記入してください。
※介助が必要な場合、介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入してください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数は1人とさせていただきます。2人以上の申し込みは抽選の対象とはなりません(介助者を除く)。 ※今回の講演では託児はありません。 ※往復はがきの送付先は受付委託先の品川区シルバー人材センター宛となります。 ※申し込みいただいた個人情報は、講演会の実施以外に使用することはありません。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から保健所などへ個人情報を提供する場合があります。

問い合わせ／品川区人権啓発課(☎3763-5391 Fax3768-5092)

みんなで考えよう 私たちの人権

区では、これまで「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら、人権啓発や人権教育を推進してきました。しかしながら、私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見や同和地区出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に最近ではインターネットを悪用し、投稿先のSNS（ソーシャルネットワーク・キングサービス）での誹謗中傷などの人権侵害や新型コロナウイルス感染症拡大による無理解や偏見、これら様々な差別行為による重大な人権問題が発生しています。

国は平成28（2016）年6月に、「ヘイトスピーチ解消法」、同年12月には、「部落差別解消推進法」を施行しました。「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることを大切にしていきましょう。人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

HIV感染者、ハンセン病患者・元患者・その家族、新型コロナウイルス感染症などに対する偏見や差別をなくそう！

エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症などの感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。特に最近では、ワクチン接種に関する差別も発生しています。病気など様々な理由でワクチンを接種できない人もいます。接種については国が任意接種と定めています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

不正確な情報に惑わされて、不当な差別や排除が起きないように正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。

インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットにより、コミュニケーション手段が便利になる一方で、インターネットを悪用した事案が増えていきます。特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報掲載、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が大きな問題となっています。また、特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチや部落差別（同和問題）に関して差別を助長するような内容の書き込みがなされることもあります。通常インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、むしろ現実の世界よりも人権を軽視した行為がしやすいといえます。そのうえ、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまう、一度公開された情報は完全に消すことはできません。

インターネット上の掲示板の利用やSNSなどの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。ルールとマナーを守って加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

インターネットの節度ある利用について

差別的な発言や誹謗中傷を書き込まない

なりすまし行為はしない

個人情報を書き込まない

性自認（性同一性）・性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう

性のあり方（身体の性・性自認・性的指向・性表現など）は多様です。しかし、現状は多様な性への理解が、なかなか深まっていない状況にあります。性的マイノリティの人に対するいじめや差別、偏見は人権問題です。まずは、多様な性があることを知り、性のあり方の違いを尊重することが大切です。そして、もし困っている人がいたら、どうすればよいかを考えてみましょう。

性的指向・性表現などは多様です。しかし、現状は多様な性への理解が、なかなか深まっていない状況にあります。性的マイノリティの人に対するいじめや差別、偏見は人権問題です。まずは、多様な性があることを知り、性のあり方の違いを尊重することが大切です。そして、もし困っている人がいたら、どうすればよいかを考えてみましょう。

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

アイヌの人々に対する誤った認識などから、今なお差別や偏見が残っています。民放放送局によるアイヌ民族への差別的な表現があったことは、記憶に新しいところです。アイヌの人々が民族の誇りを持つて生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ施策推進法」が令和元（2019）年5月に施行されました。先住民族であるアイヌの人々の歴史や文化などに関する認識と理解を深めていくことが必要です。

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「『誰か』のこと じゃない。」を重点目標に、様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、毎年小学校に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学校に「人権作文」の協力をお願いします。本年の「人権メッセージ」には城南第二小学校5年生が参加しました。「人権の花」運動では伊藤小学校・京陽小学校・大原小学校の皆さんが「マリーゴールド」「サルビア」「日々草」の花を咲かせました。「人権作文」には浜川・富士見台・荏原第六中学校の皆さんが参加しました。このような活動を通して、思いやりの心を育み人権の大切さについて考えていただいています。（東京人権擁護委員協議会・品川区人権擁護委員会）

区の人権擁護委員	江口 千枝（東五反田）	岸 朱実（中 延）	後藤 基（西中延）
谷口 孝彦（旗の台）	野口 清彦（東大井）	長谷川一也（大 井）	増村 圭一（東大井）
松井 一雄（東大井）	松尾 和英（小山台）	村野 邦美（南品川）	

人権擁護委員による人権身の上相談

人権問題に関する悩みをお持ちの方はひとりで悩まずに、気軽にご相談ください。相談日／第1・3火曜日午後1時～4時 ※相談日1週間前の午前9時より電話予約。問い合わせ／区民相談室（☎3777-1111代）Fax5742-6599

●人権週間街頭キャンペーン 12月1日（水）午前11時30分から大井町駅前

しながわ人権のひろば 2021

..... 荏原文化センター会場（中延1-9-15）

品川区立学校人権標語・ポスター展 人権啓発パネル展（犯罪被害者支援の活動紹介など）

日時／12月4日（土）～6日（月）
午前9時30分～午後4時45分（6日は午後3時まで）
※密を避けるために、混雑状況により入場制限をします。
会場／レクリエーションホール

人権擁護委員による人権身の上相談

日時／12月5日（日）①午前10時～正午②午後1時～3時
会場／第二講習室
定員／各2人（先着）
申込方法・問い合わせ／12月3日（金）までに、電話で区民相談室（☎3777-1111代）Fax5742-6599）へ

きゅりあん会場（大井町駅前）

女性弁護士による法律相談

日時／12月4日（土）①午前9時30分～正午②午後1時30分～4時
会場／3階男女共同参画センター
定員／各5人（先着）
申込方法・問い合わせ／12月3日（金）までに、電話かFAXで男女共同参画センター（☎5479-4104 Fax5479-4111）へ



「しながわ人権のひろば2021」品川区立学校人権標語・ポスター展の様子は、後日、ケーブルテレビ品川で放映します（放映日時などは、追ってホームページでお知らせします）。

東京都人権プラザ事業「夜間人権ホットライン」

人権週間にあたり夜間に「電話法律相談」を実施します。
相談日時 12月6日（月）午後5時～8時 相談電話 6722-0127
相談時間 10分程度
問い合わせ／東京都人権啓発センター ☎6722-0124・0125

あなたの「気づき」が解決の第一歩。 虐待かな？ 心配だわ と思ったら

しながわ見守りホットラインへ

児童虐待は 03-3772-6622	高齢者虐待は 03-3772-6699
障害者虐待は 03-3772-6605	DVは 03-3777-6601

北朝鮮人権侵害問題 啓発週間

..... 12月10日（金）～16日（木）

人権三法ポスターを作成しました

※区ホームページで公開しています。

人権に関する法律が施行されています。改めて人権のことを考えてみませんか？

世界人権宣言
世界人権宣言は、人権および自由を尊重し保護するために、すべての人種とすべての国とが承認すべき共通の原則を宣明したものであり、人権の保護と促進に重要な役割を果たしています。
1948年12月10日に第3回総会において採択されました。

部落差別解消推進法
（2016年12月施行）
部落差別解消推進法は、部落差別の解消を促進し、部落差別の解消に寄与するよう努めることとする。

ヘイトスピーチ解消法
（2016年6月施行）
「日本は平和で、差別のない社会である」という理念に基づき、ヘイトスピーチの解消を促進し、ヘイトスピーチの解消に寄与するよう努めることとする。

障害者差別解消法
（2016年4月施行）
障害者差別解消法は、障害者に対する差別の解消を促進し、障害者に対する差別の解消に寄与するよう努めることとする。

国際的な人権尊重意識の高まりのもとで、日本では2016年に人権にかかわる三つの法律が施行されました。
差別はしない！ させない！ 見逃さない！
※港区・品川区・目黒区・大田区

問い合わせ／品川区人権啓発課（☎3763-5391 Fax3768-5092）



古紙を配合した再生紙を使用しています